

千葉県開発登録簿閲覧規則の一部改正について

1 概要

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上等を図るため、令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について」の通知に基づき押印廃止及び所要の規定の整備を行う。

2 対象の規則

千葉県開発登録簿閲覧規則（昭和44年千葉県規則第100号）

3 主な改正内容

- ・「押印見直し方針」対象の1様式の押印廃止
- ・その他、引用条項ズレ等の規定の整備

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

ただし、別記様式の改定規定（「第47条第4項」を「第47条第5項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。